

特定非営利活動法人 広島骨を守る会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 広島骨を守る会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県呉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、骨疾患・骨粗鬆症を有する人々や将来的に罹患することが懸念される人々に対して、病態や治療の正しい普及及び啓発事業を行い、地域社会の健康・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 骨疾患・骨粗鬆症の予防並びに治療に関する知識の普及と啓発
 - ② 骨疾患・骨粗鬆症の病態、疫学、治療に関する研究
 - ③ 上記目的を達成するための市民公開講座・講演会・研究会の開催

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理

理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日

から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤原 佐枝子	
副理事長	沖本 信和	濱崎貴彦
理事	東森 秀年	白川 泰山
	寺元 秀文	田中 正宏
	渥美 綾子	井升 江美子
監事	中川 豪	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 ￥1,000
 - (2) 賛助会員 年会費 ￥50,000

役員名簿

特定非営利活動法人 広島骨を守る会

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	ふじわらさえこ 藤原佐枝子		無
副理事長	おきもとのぶかず 沖本信和		無
副理事長	はまさきたかひこ 濱崎貴彦		無
理事	とうもりひでとし 東森秀年		無
理事	しらかわたいざん 白川泰山		無
理事	てらもとひでふみ 寺元秀文		無
理事	たなかまさひろ 田中正宏		無
理事	いますえみこ 井升江美子		無
理事	あつみあやこ 渥美綾子		無
監事	なかがわつよし 中川豪		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

我が国は急速な高齢化が進んで超高齢社会を迎えています。このような中で、骨粗鬆症による骨折は、要介護状態に至る原因として認知症、脳血管疾患に続く第3位を占め、高齢者の生活の質低下と健康寿命短縮の重要な要因となっています。骨粗鬆症は、国民の約10人に1人が患っているとされていますが、「沈黙の疾患」と呼ばれ骨折を起こすまで症状が現れないため、多くの方が自身の骨の状態を知らないまま過ごしているのが現状です。（参考：「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン2025年版」日本骨粗鬆症学会他著）

広島県でも高齢化は進む一方で、女性の健康寿命は全国平均と比較しても短く、骨粗鬆症検診の受診率は3%程度台と全国でも下位に位置するという課題を抱えています。

（参考：「健康ひろしま21」広島県）

このような状況を改善するため、私たちは任意団体として、骨粗鬆症に関する正しい知識の普及と啓発、早期発見・早期治療への取り組み、そして医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・栄養士・放射線技師などの多職種が連携した包括的な支援体制を構築し、地域住民に対してより効果的で分かりやすい情報提供を行ってきました。

特定非営利活動法人広島骨を守る会は、県内においてさらに骨疾患・骨粗鬆症を有する人々や将来的に罹患することが懸念される人々に対して、病態や治療に関する正しい知識の普及及び啓発事業を行い、地域社会の健康・福祉の向上に寄与することを目的として設立いたします。

これまでの任意団体としての活動実績を基盤として、NPO法人格を取得することにより、より安定した組織運営と継続的な事業展開を可能とし、行政や他団体との連携強化、広島県における骨の健康づくりの中核的組織として発展していくことを目指します。

2 申請に至るまでの経過

平成27年6月 広島骨を守る会を任意団体として設立

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・放射線技師・栄養士等の多職種で構成される任意団体として活動を開始

9月17日-9月19日 第17回日本骨粗鬆症学会を藤原佐枝子（本会、理事長就任予定）が学会長を務め開催

同期間内に開催した市民公開講座「なんとかしようやあ骨粗鬆症-結果にコミットする-」（主催：広島骨を守る会）を開催

また、以下の日程で一般の方に向けた市民公開講座を継続開催：多職種の講師陣による身近で分かりやすい講演内容で、骨の健康に関する知識の普及・啓発活動を実施：成長

期の子どもから高齢者まで幅広い年代に対する骨の健康づくりの情報提供を実施

令和元年8月8日 第8回 呉・地域包括医療における骨粗鬆症を考える会

(共催：広島骨を守る会／呉・地域包括医療における骨粗鬆症を考える会／呉市医師会／呉整形外科会
／呉市歯科医師会／呉市薬剤師会／広島県病院薬剤師会呉支部／旭化成ファーマ(株)／帝人ヘルスケア(株))

令和3年10月20日 市民公開講座 世界骨粗鬆症デーin呉 2021

令和4年10月10日 市民公開講座 世界骨粗鬆症デーin呉 2022

令和5年10月6日 市民公開講座 世界骨粗鬆症デーin呉 2023

令和6年10月3日 市民公開講座 世界骨粗鬆症デーin呉 2024

(共催：広島骨を守る会／公益財団法人骨粗鬆症財団／呉市)

令和6年度 NPO法人化に向けた検討開始

活動の拡大と組織基盤の強化、継続的な事業運営のためにNPO法人化の必要性を確認
公益財団法人骨粗鬆症財団の支援を受けながら、全国17の「骨を守る会」の活動状況を調査

令和7年11月11日 設立総会開催 NPO法人設立について承認

令和7年11月20日

特定非営利活動法人 広島骨を守る会

設立代表者

濱崎 貴彦

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 広島骨を守る会

1 事業実施の方針

設立初年度となる本年度は、今後の活動の基盤を確立するための重要な期間と位置づける。この目的を達成するため、本年度は特に骨粗鬆症の治療に携わる広島県内の医療関係者に対し、当団体の存在や目標を広く認知してもらうことを最優先課題とする。

「骨粗鬆症の治療に関わる人々の講習会事業」は当面月1回を目標に広島県内各地で開催し、各地域の骨粗鬆症関連団体との連携を深めていく予定である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の 予 定 人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
骨疾患・骨粗鬆症の予防並びに治療に関する知識の普及と啓発	骨粗鬆症の治療に関わる人々の講習会事業	毎月1回	広島県内会議室	10人	広島県内で骨粗鬆症治療に携わる医療関係者50人/回	300
	骨粗鬆症に関する情報の市民公開講座事業	年1回	広島県薬剤師会館	10人	広島県民100人程度	100
骨疾患・骨粗鬆症の病態、疫学、治療に関する研究	骨折や骨粗鬆症に関する疫学・臨床研究事業	通年	各医療機関等	10人	骨粗鬆症に携わる医療関係者、患者及びその他当該テーマに関心のある一般人10人	800
	骨折や骨粗鬆症に関する学術活動支援事業	通年	各研究機関等	5人	骨粗鬆症疾患に携わる医療関係者20人	2,000

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人 広島骨を守る会

1 事業実施の方針

設立初年度（令和 7 年度）築いた医療従事者間の連携を基盤に本年度は県民に広く骨粗鬆症の予防並びに治療に関する知識の普及と啓発を行うことに重点を置く。

「骨粗鬆症に関する情報の市民公開講座事業」の回数を増やし、骨粗鬆症関連団体や行政と協力しながら県民に情報提供を行なっていく。

また、研究事業においても医療従事者間で連携し、広島県内、日本の骨粗鬆症の疫学・治療の実態を調査・報告を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
骨疾患・骨粗鬆症の予防並びに治療に関する知識の普及と啓発	骨粗鬆症の治療に関わる人々の講習会事業	年 4 回	広島県内会議室	10人	広島県内で骨粗鬆症治療に携わる医療関係者50人/回	200
	骨粗鬆症に関する情報の市民公開講座事業	年 2 回	広島県医師会館	10人	広島県民100人程度	200
骨疾患・骨粗鬆症の病態、疫学、治療に関する研究	骨折や骨粗鬆症に関する疫学・臨床研究事業	通年	各医療機関等	10人	骨粗鬆症に携わる医療関係者、患者及びその他当該テーマに関心のある一般人10人	1,000
	骨折や骨粗鬆症に関する学術活動支援事業	通年	各研究機関等	5人	骨粗鬆症疾患に携わる医療関係者20人	2,000

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人 広島骨を守る会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	100,000		
		200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	3,000,000		
施設等受入評価益	0		
		3,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
青組難症の治療に関わる人々の講習会事業	300,000		
		300,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			3,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
青折や青組難症に関する疫学・臨床研究事業	800,000		
青組難症に関する情報の市民公開講座事業	100,000		
青組難症の治療に関わる人々の講習事業	300,000		
会議費計	1,200,000		
旅費交通費			
青折や青組難症に関する学術活動支援事業	2,000,000		
旅費交通費計	2,000,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	3,200,000		
事業費計		3,200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			3,200,000
当期経常増減額			300,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			
当期正味財産増減額			300,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			300,000

設立翌年の事業年度 活動予算書
令和8年9月1日から令和8年8月31日まで
特定非営利活動法人 広島骨を守る会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	150,000		
		300,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	3,000,000		
施設等受入評価益			
		3,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
骨粗鬆症の治療に関わる人々の講習会事業	100,000		
		100,000	
経常収益計			3,400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
		0	
(2) その他経費			
会議費			
骨折や骨粗鬆症に関する疫学・臨床研究事業	1,000,000		
骨粗鬆症に関する情報の市民公開講座事業	200,000		
骨粗鬆症の治療に関わる人々の講習会事業	200,000		
会議費計	1,400,000		
旅費交通費			
骨折や骨粗鬆症に関する学術活動支援事業	2,000,000		
旅費交通費計	2,000,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	3,400,000		
事業費計		3,400,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			3,400,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			300,000
前期繰越正味財産額			300,000
次期繰越正味財産額			300,000